

# 人間ドック・脳ドック費用の補助について

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、人間ドックまたは脳ドックの費用の一部を助成します。  
 疾病の早期発見、早期治療により健康増進を図りましょう！



▶対象 下記の要件を満たしている方

国民健康保険に加入の方 定員：200人	後期高齢者医療制度に加入の方 定員：70人
①茨城町の国民健康保険に加入している方 ※受診日までに国民健康保険の資格を喪失した方は、補助対象外	①町内に住所を有し後期高齢者医療制度に加入している方
②令和8年4月1日現在で満40歳以上の方	②後期高齢者医療保険料を完納している方
③国民健康保険税を完納している世帯の方	

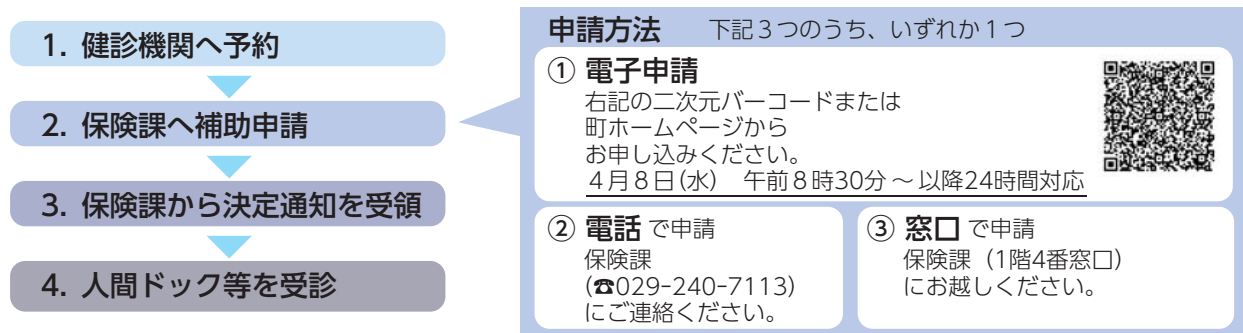
※申請期間内に定員に達した場合には、昨年度補助を受けていない方を優先とさせていただきます。

▶申請期間 4月8日(水)～4月24日(金)

※土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分  
 ※定員に満たない場合は4月24日以降も申請が可能です。

▶補助金額 25,000円 (自己負担額は健診機関にお支払いください)

▶受診までの流れ (町へ申請をする前に健診機関へ予約をしてください)



▶健診機関 (自己負担額は、町の補助額 25,000 円を差引いた金額です)

名称	所在地	電話番号	種別	自己負担額
ブレインピア桜ヶ丘	茨城町奥谷1076	029-292-1251	脳ドック	13,500円
大洗海岸病院	大洗町大貫町915	029-267-2191	人間ドック 脳ドック	14,600円 23,675円
水戸赤十字病院	水戸市三の丸3-12-48	029-233-0078	人間ドック 脳ドック	17,900円 29,450円
水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10	029-254-9044	人間ドック	17,900円
水戸協同病院	水戸市宮町3-2-7	050-1720-8262	人間ドック 脳ドック	16,800円 19,000円
水戸中央病院	水戸市六反田町1136-1	029-309-8521	人間ドック 脳ドック	胃バリウム 17,900円 胃内視鏡*1 22,300円 19,000円
東関東クリニック (7月11日)	水戸市白梅3-4-8	029-221-1200		
いばらき健康管理センター (7月11日)	水戸市見川町2131-143	029-243-6220	人間ドック*2	17,900円
いばらき健康管理センター (8月1日～)	水戸市河和田町4732-5			
水府病院	水戸市赤塚1-1	029-309-5000	人間ドック	19,000円
茨城県総合健診協会	水戸市笠原町489-5	029-241-0053	人間ドック	16,690円
茨城県メディカルセンター	水戸市笠原町489	029-243-1111	人間ドック	18,120円
筑波大学附属病院	つくば市天久保2-1-1	029-853-4205	人間ドック 人間ドック+脳ドック	43,200円 87,200円
茨城県立中央病院	笠間市鯉淵6528	0296-77-1093	人間ドック 脳ドック	4月上旬に決定*3 4月上旬に決定*3

※1 後期高齢者医療制度に加入している方は、必ず胃内視鏡検査となります。  
 ※2 東関東クリニックといばらき健康管理センターは8月1日より施設統合移転を予定しています。(休診：7月12日～7月31日)  
 ※3 保険課に問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。

▶注意事項

- 町の補助を利用して人間ドック等を受診する方は、同一年度に茨城町発行の受診券を使用して特定健康診査、後期高齢者健康診査、がん検診(人間ドック等で受診したもの)を受診することはできません。
- 健診結果は、町の保健事業に活用します。

【申込み・問合せ先】 保険課 ☎029-240-7113 (直通)

【移住者向け】

## 新しい暮らしを応援します！！

茨城町では、町への移住を促進し将来的な定住人口の拡大を図るため、新たに町内に移住する方々に対し、移住支援金などの施策を実施しています。

### ○茨城町移住者新築住宅等取得補助金

町に転入した若者世帯または子育て世帯に対し、新築住宅を建築・購入または中古住宅を購入する場合、その費用の一部を補助します。

- ▶対象 町外から移住した若者世帯(夫婦ともに39歳以下の世帯)または子育て世帯(18歳未満の者がいる世帯)で、町内に住宅を取得した世帯
- ▶補助額 新築住宅・建売住宅 30万円  
 中古住宅 15万円



詳しくはこちらから

### ○茨城町就業者移住支援金

町内事業所の就業者等を含む世帯が、町内に移住した場合、移住支援金を交付します。

- ▶対象 町内の事業所に就業(雇用のほか起業・就農等を含む)後、町内に移住した方
- ▶支援額 単身で移住した場合 10万円  
 世帯(2人以上)で移住した場合 20万円



詳しくはこちらから

※申請には条件があるため、申請を検討している場合には事前にご相談をお願いします。

【問合せ先】 地域政策課 ☎029-215-8003 (直通)

## 令和8年度合併処理浄化槽設置補助金の希望者を募集します

町では、し尿と生活雑排水を一緒に処理できる合併処理浄化槽を設置する方に対して、予算の範囲内で設置費用の一部を補助しています(今年度から撤去費用・宅内配管工事費の補助限度額を増額します)。  
 ※事務所等の10人槽までの転換も補助金の対象となります。

▶補助内容

補助人槽	補助限度額(1基あたり)	補助対象要件
5人槽	360,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)以下のもの
7人槽	462,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)を超えるもの
10人槽	585,000円	台所および浴室が2か所以上ある場合(二世帯住宅等)

※補助を受ける方のうち、既設の単独処理浄化槽およびくみ取り槽を撤去するときは、撤去費用の一部(単独処理浄化槽限度額150,000円/基、くみ取り槽限度額120,000円/基)を補助します。

※既設の単独処理浄化槽およびくみ取り槽からの転換をするときは、宅内配管工事費の一部(限度額330,000円/基)を補助します。

▶受付期間 4月1日(水)～5月15日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

▶申し込みできる方

単独処理浄化槽およびくみ取り槽をお使いの方で、公共下水道区域および農業集落排水事業実施区域を除く区域において、令和9年2月末までに家屋に高度処理型合併処理浄化槽(N型)が設置できる方。ただし次の場合は補助対象となりません。

- ①販売の目的で、合併処理浄化槽付き住宅等を建築する場合
- ②住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
- ③町税等を滞納している場合
- ④家屋を新築または、建築確認の伴う改築をする場合
- ⑤従前から設置されていた合併処理浄化槽を更新する場合

▶申込方法

下水道課(1階9番窓口)へ直接お申し込みください。その際、現在の排水の処理状況、浄化槽を設置する住宅の延べ床面積をうかがいますので、事前にご確認の上お越しください。

- ※応募者多数の場合は、抽選となりますので、あらかじめご了承ください。
- ※国および県の補助制度改正が行われた場合、補助額や補助対象が変更となる事があります。

【問合せ先】 下水道課 農業集落排水グループ ☎029-240-7128 (直通)